## 喜連川少年院の矯正教育課程等

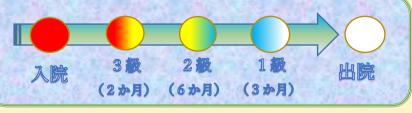
当院は、第1種少年院として「義務教育を修了した者のうち、 就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題 がある者に対して、社会適応を円滑に進めるための各種指 導を実施」する「社会適応課程 I」に指定された、16歳5月以 上の男性と、第5種少年院として「保護観察再開に向けた社 会適応上の指導を要する者に対して、保護観察を再開する ための、集中した各種の指導を実施」する「保護観察復帰指 導課程 I・II」に指定された男性を収容する施設です。

## 喜連川少年院の特色ある矯正教育

在院者の再犯防止のために重要な要素の一つに安定した 生活基盤の確保があります。出院した後の進路の選択肢を 拡大し、就労の確保のため、高卒程度の学力、社会人として のスキル、就労に有効な資格を取得させることが必要である との考えの下、当院では次のような特色ある矯正教育を実施 しています。

- 全国の少年院では唯一の高等学校通信制課程(栃木県 立宇都宮高等学校通信制)の分散場を設置しています。
- 高等学校卒業程度認定試験受験に向けた学力を身に付けさせるための指導を行うコースを設置しています。
- O パソコン操作に習熟し、情報化社会での就労等に有用な 資格を取得するICT技術科等を設置しています。
- 製品企画科を設置しており、「働きながら学ぶ」経験を積 めるよう配意しています。

# 入院から出院まで



在院者の改善更生の状況に応じた処遇を行うため、処遇の段階を設けています。

#### 施設の沿草

昭和42年 中等少年院として現在地に開庁

(法務省設置法)

昭和49年 栃木県宇都宮高等学校通信制課程

喜連川教場を設置 高等学校教育を開始

昭和52年 初等・中等少年院の長期処遇(教科教育

課程・生活指導課程)に指定

平成 5年 長期処遇(教科教育課程·職業能力開発

課程)に指定

平成27年 第1種少年院の社会適応課程 I に指定

平成30年 全体改修工事着工 令和 2年 全体改修工事竣工

令和 4年 第5種少年院の保護観察復帰指導課程

Ⅰ・Ⅱに指定

## アクセス



〒329-1412

栃木県さくら市喜連川3475-1

TEL 028-686-3020

FAX 028-686-2377



## 少年院とは

少年院は、家庭裁判所の審判により保護処分として少年院 送致の決定を受けた、おおむね12歳以上20歳未満の者を収 容する法務省所管の施設です。また、16歳未満の受刑者を 収容することもあります。

少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育及び 健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生及び円 滑な社会復帰を図っています。

## 少年院の種類と矯正教育課程

少年院は、在院者の心身の障害の状況、犯罪的傾向の程度、年齢等により、第1種から第5種までの5つの種類に分けられます。また、このような一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、その類型に該当する在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容や標準的な教育期間について、矯正教育課程として定めています。

種類

第1種

第2類

第3種

第4種

第5種

# 矯正教育課程

義務教育課程

社会適応課程

支援教育課程

沿金適成思程

支援教育課程

医療措置課程

受刑在院者課程

保護観察復帰 指導課程

# 1日の生活の流れ

7:00 趣 康

7:30 朝 食

9:10 朝 礼

9:30 教育活動

11:50 昼 食

13:00 教育活動

15:00 運動

16:00 面接。

17:00 夕 食

17:20 余暇時間

18:00 ホーム

19:30 日記記載

20:00 余暇時間

21:00 就 寝



配食の様子



授業の様子



農耕班実習



体育(エアロビクス)



就労支援



社会貢献活動



サポートミーティング

#### 主农年間行事

2月 **サッカー** 大会

3月 駅侵大会





















